

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

◎岡山県告示第二百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十六年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ライフサポートすみれ

2 所在地

津山市靱保三三六一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社すみれ

2 主たる事務所の所在地

津山市靱保三三六一〇

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇七六三

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ももたろうファーム

2 所在地

瀬戸内市牛窓町長浜三二〇八番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

株式会社ハートコープおかやま

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市牛窓町長浜三二〇八番地一

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 事業所番号

三三一―二〇〇―一五二

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ワークス太陽の家

2 所在地

赤磐市西中二二九―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人太陽の家

2 主たる事務所の所在地

赤磐市西中二二九―一

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 事業所番号

三三一―一三〇―一三五

五 サービスの種類

生活介護、就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

関谷デイサポート・わけ

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

2 所在地

和気郡和気町日笠上七二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人閑谷福祉会

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町日笠下一六一三―五

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 事業所番号

三三一―二三〇〇―一八三

五 サービスの種類

生活介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホームあおば

2 所在地

久米郡美咲町原田一二八九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人やまさくら

2 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町打穴里一六四四―一

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 事業所番号

三三二三三八〇〇―二三

五 サービスの種類

共同生活援助

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

◎岡山県告示第二百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次の指定一般相談支援事業者を指定した。

平成二十六年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

久米地域生活支援センター

2 所在地

久米郡美咲町原田二四六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人久米福祉会

2 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町原田二六〇

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 事業所番号

三三三三八〇〇〇一三

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

◎岡山県告示第二百三十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十六年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

未来図

2 所在地

倉敷市西阿知町三七八一八 二階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人未来図

2 主たる事務所の所在地

倉敷市西阿知町三七八一八 二階

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇〇一四

五 事業の種別

保育所等訪問支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おひさまキッズ

2 所在地

倉敷市神田四丁目八番二八号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人エムズ

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

2 主たる事務所の所在地

倉敷市神田四丁目八番二八号

3 指定年月日

平成二十六年四月一日

4 事業所番号

三三五〇二〇〇四一〇

5 事業の種類別

児童発達支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

めやすばこ きつずぷらす

2 所在地

倉敷市中島八六五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人めやす箱

2 主たる事務所の所在地

倉敷市青江七三九番

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇四二八

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

玉島児童発達支援センター

2 所在地

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

倉敷市玉島八島一四三六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人三穂の園

2 主たる事務所の所在地

倉敷市玉島服部字弥高三七八八一

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇四三六

五 事業の種別

児童発達支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後等デイサービス事業所Liebe

2 所在地

津山市総社五八一七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鶯園

2 主たる事務所の所在地

津山市瓜生原三三七一一

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇〇六一

五 事業の種別

放課後等デイサービス

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童発達支援センター キッズみのり

2 所在地

津山市二宮九一八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人津山みのり学園

2 主たる事務所の所在地

津山市二宮九九一五

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇七九

五 事業の種類別

保育所等訪問支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後等デイサービス こぶしの家

2 所在地

赤磐市桜が丘西一〇一ニ一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人岡山こども協会

2 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘西三一四一一九

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

四 事業所番号

三三五一三〇〇四五

五 事業の種類

放課後等デイサービス

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

◎岡山県告示第二百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

有限会社岡山福祉研究所指定訪問介護事業所

2 所在地

笠岡市笠岡五八九五―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社岡山福祉研究所

2 主たる事務所の所在地

笠岡市笠岡五八九五―二

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇一四九

五 サービスの種類

居宅介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

陽だまり訪問介護事業所

2 所在地

赤磐市桜が丘東五―五―三四一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

有限会社陽だまり

2 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘西一―三二―二

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三―一三〇〇―一〇一

五 サービスの種類

重度訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

サポートセンター藤

2 所在地

和気郡和気町藤野一〇二五―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人藤の里

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町藤野一〇二五―二

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三―一二三〇―一三四

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護、行動援護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホームひだまりの家

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

2 所在地

津山市下高倉西一七六七―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人みまさか

2 主たる事務所の所在地

津山市下高倉西一七六七―二

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二〇三〇〇〇六八

五 サービスの種類

共同生活介護、共同生活援助

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

◎岡山県告示第二百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス千寿館

2 所在地

岡山県笠岡市美の浜二七番地一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社成和サポート

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町里見六三〇四番地一

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇八六四

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

◎岡山県告示第二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十六年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市	施行者の名称	岡山県南広域都市計画 二画火葬場 東山斎場	事業の種類及び名称	岡山市	事業の種 類及び名 称	事業施行期間	事業地
		平成二十六年四月十一日 から 平成三十一年三月三十 一日まで		収用の部分 岡山県岡山市中区門 田本町二丁目及び平井 一丁目内 使用の部分 なし			

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

〔一六七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十六年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区理事長

二 地区名

北七区支線24号（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

北七区支線60号（ ）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

平成二十六年四月十一日から同年五月二日まで

五 縦覧の場所

備前県民局農林水産事業部

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

〔一六八〕土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

吉井川下流土地改良区

二 認可年月日

平成二十六年三月三十一日

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

〔二六九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（用排水施設整備 羽賀峠地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十六年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（用排水施設整備 羽賀峠地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十六年四月十一日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

矢掛町役場

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

〔二七〇〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

津山市大谷、横山 地内	測量区域
公共測量（基準点測量、路線 測量、地形測量、用地測量）	測量の種類
平成二十六年三月十四日	終了年月日

〔二七一〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県内全域	測量区域
基本測量（電子国土基本図（地 図情報））修正測量	測量の種類
平成二十六年三月三十一日	終了年月日

〔一七二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画地域地区に係る都市計画の変更の図書の写しの送付があつたので、当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画用途地域

岡山県南広域都市計画防火地域及び準防火地域

岡山県南広域都市計画特別用途地区

二 都市計画の変更年月日

平成二十六年三月二十八日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、倉敷市都市計画部都市計画課において縦覧に供する。

平成26年4月11日 岡山県公報 第11575号

〔一七三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字田中一三九―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井四一八

角田 和夫

三 許可番号

岡山県指令建指第三六二号

◎岡山県選管告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、花房稔後援会から訂正の申出があったので、同法第七条の二第一項の規定により公表した政治団体の名称等の公表（平成二十五年岡山県選管告示第八十四号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年四月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長

岡

本

研

吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）中花房稔後援会のうち「近藤千春」を「近藤千晴」に改める。